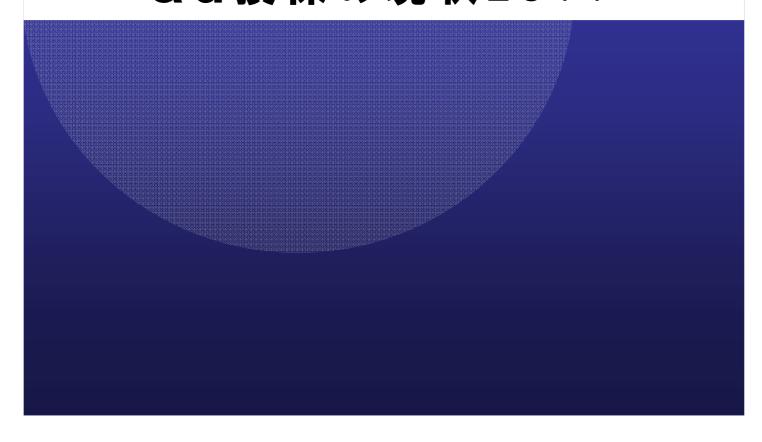


**au損保の現状**2011



# Disclosure Report 2011

当社の経営方針·事業概況·財務状況などをより詳しくまたわかりやすくご説明するために、ディスクロージャー誌「au損保の現状2011」を作成しました。 当社をご理解いただく上で、本誌がお役に立てば幸いです。

\*本誌は「保険業法第111条」に基づいて作成したものです。

# 当社の概要

#### 会社情報(2011年3月31日現在)

創立 2010年2月23日

事業内容 損害保険事業

資本の額 45億円

株主 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

KDDI株式会社

従業員数 36名

本社 〒105-6026

東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー26階

TEL: 03-5777-7373 (代表)

URL http://www.au-sonpo.co.jp

auケータイ、スマートフォンからは、 右のQRコードをご利用いただくと、 専用ホームページにアクセスいただ けます。(一部機種を除く)





# 目 次

損害サービス.......38

経営理念	5		
トピックス	7		
経営について		業績データ	
代表的な経営指標等	10	事業の状況	
品質向上活動		経理の状況	47
勧誘方針			
個人情報保護			
情報開示	19	会社概況	
コーポレート・ガバナンスの状況	20	<b>☆红柳</b> 沙	
コンプライアンス	26		
リスク管理体制	27	沿革	58
内部監査および社外監査・検査	30	主要な業務、株式の状況	
環境保護の取り組み・社会貢献活動	31	役員の状況	
スペト度の収り他の <b>位</b> 云貝脈石到		従業員の状況	63
		設備の状況	64
		会社の組織	65
呆険商品・サービス			
		損害保険用語の解説	0-
		云日怀怀川阳少开奶	b
保険の仕組み	33		
主な保険商品	36		
お客さまサポート体制	37		

# トップメッセージ



ケータイでいつでもどこでも手軽にスマートな保険利用スタイルを皆様に提案いたします

2011年3月11日に発生しました東日本大震災により被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

地震、それに伴う津波、そして原子力発電所における問題発生という次々に発生した未曽 有の大災害に未だ直面されている皆様方の一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

弊社は、損害保険事業における永年の実績と信頼のある「あいおいニッセイ同和損害保険 (株)」と、総合通信事業者として時代の変革をリードする「KDDI(株)」の2社が、共同出資し設 立いたしました"モバイル損害保険会社"です。

2011年2月25日に損害保険業免許を取得し、5月25日より「au損保」として、皆さまが日頃お使いのケータイ、スマートフォンを通じ、営業を開始いたしました。

私たちはauブランドの保険会社として、皆さまの毎日の生活に安心と充実をお届けするため、ライフスタイルやライフシーンに必要な補償を、ケータイのサービス・コンテンツやスマートフォンのアプリの一環としてラインアップし、「いつでも、どこでも、手軽に」利用できる、「お客様に最も近い」損害保険・サービスを、ご提供してまいります。

# トップメッセージ

また損害保険に、身近なコミュニケーションツールであるモバイル端末を連携させることにより、「必要な時に、必要な補償に加入」できるだけでなく、常日頃 "保険をケータイする" ことを可能とし、万一の時も「即座に、万全な損害サービスを受ける」ことができる、即ち、保険に関わることの全てを手元の "ケータイだけで簡単に完結"できる、これまでになかった "スマートな保険利用スタイル"をご提案してまいります。

このため私たちは、生まれたばかりの新しい会社として、この若さを存分に生かし、これまで十分な補償が提供されていなかったマーケットへの対応や、新しい保険商品・保険サービスの開発に積極的にチャレンジし、損害保険分野に変革と新たな価値を創造いたします。 同時に、これらを通じ、安全で安心できる社会の実現に貢献してまいりたいと考えております。

さらに、全役職員が「お客様一人ひとりが真に望まれていることは何か」を常に考え、これ に即座にお応えすることで、全てのお客様の笑顔を実現いたしますとともに、健全で成長す る損害保険会社を目指してまいります。

今後とも是非、皆さまのご支援ご愛顧、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長

住野彰

## 経営理念

#### au損保のお約束

1. au損保は保険のベンチャー企業でありイノベーターであることを目指します

これまでの保険会社の対応が必ずしも十分とはいえない保険商品(補償・サービス)、保険料 (価格)や、新しい加入方法に、保険のベンチャー企業として果敢にチャレンジし、イノベーターとして、独自の価値を創造してまいります。

2. au損保は損害保険会社であると同時に、モバイル企業でありたいと考えます

KDDI(au) グループの一員として、ケータイまたはスマートフォンを利用されるお客様が求める補償コンテンツや補償アプリをご提案し、その結果、損害保険事業が成長する経営モデルを目標とします。

3. お客様を中心に、ステークホルダー全員の笑顔を追求します

全役職員が「お客様第一」に明るく生き生きと動くことで、全てのお客様の満足と安心を実現いたします。同時に、コンプライアンスとリスク管理を徹底し、成長性と収益性が確保できる健全な企業運営をお約束します。

#### au損保のミッション

1. これまで十分な補償が提供されていないマーケットに積極的に対応し、安全で安心できる社会の実現に貢献します

保険のエントリー層である20代30代の若い人達や、今、最も保険を必要としている働く女性層を中心に、モバイルでダイレクトなアクセスを可能とし、手軽に保険をご利用いただける機会をご提供いたします。

一方、近時、自転車事故の増加が社会問題になりつつあるなか、普及拡大への要請が強い個人 賠償責任保険やケガの保険等、これまで十分な保険提供がなされていなかった日常生活リスクの 分野に、的確な保険プランをご提案し、お客様の安心ライフを支えてまいります。

2. モバイルと保険を一体的に提供し、これまでになかった"スマートな保険利用スタイル"を創出します

ケータイやスマートフォンだけで、保険契約から保険料支払い、契約変更、保険金請求までの全てが"簡単に完結"できる画期的なシステムを開発し、"保険をケータイする"シーンを実現いたします。

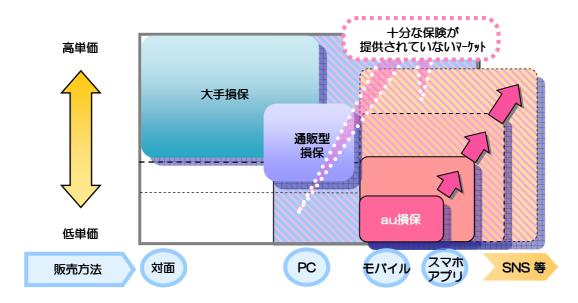
3. KDDIグループが自ら保険メーカーとなり、これまで出来なかったモバイル専用保険を実現します auブランドの損害保険会社らしく、モバイルユーザーニーズに合致した、モバイルだからこそ

買える独自の保険商品・保険サービスを、KDDIグループの一員であるau損保が、責任をもって 開発しご提供いたします。 さらに今後も、保険のベンチャー企業としての強みを生かし、お客様のご要請に迅速・柔軟に

さらに今後も、保険のベンチャー企業としての強みを生かし、お客様のご要請に迅速・柔軟に対応し、au損保ならではのモバイルに特化した保険商品・保険サービスを、続々とご提供してまいります。

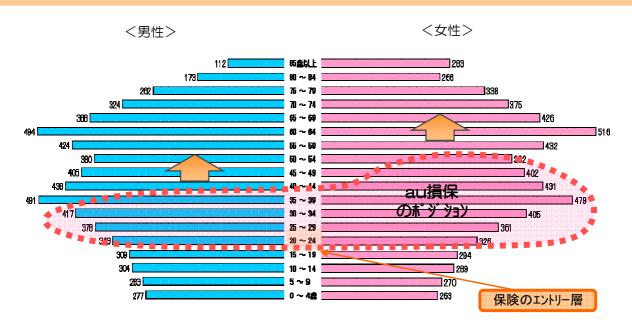
# 経営理念

#### ポジショニングイメージ



※これまでの保険会社が十分に対応できていないモバイル保有者向け低単価マーケットを 開拓いたします。

#### これまでの保険会社が十分に対応できていないマーケット



- ※これまでの保険会社が十分に対応できていない20代~30代及び女性マーケットを開拓 いたします。
- (注)数字は総務省統計局人口推計平成22年12月報より(単位:万人)

#### 損害保険事業免許取得

当社は2010年2月にあいおい損保(現あいおいニッセイ同和損保)とKDDI の共同出資で「モバイル損保設立準備株式会社」として設立され、損害保 険会社として経営企画、商品開発、損害サービス、システム、営業企画 等々の体制を整え、準備を重ねてまいりましたが、2011年2月25日念願の 事業免許を金融庁より認可取得しました。

今後、損害保険会社としての経営理念の実現のため、これまで企画検 討を重ねてきた種々の施策を展開してまいります。



<事業免許書を受け取る住野社長(左)と金融庁白川保険課長>

#### 新社名「au損保」

当社は開業準備を進めつつ、 2011年3月1日にかねてより予定して いた新社名「au損害保険株式会社」へ社名変更をいたしました。

これによりau携帯電話・スマートフォンユーザーマーケットへの 保険販売開始をより明確にするとともに、「auブランド」を展開す るKDDI株式会社と強力にブランド戦略を進めていきます。

#### **QU**損保

QU損害保険株式会社

#### 2011年5月営業開始

2011年5月25日当社は営業を開始いたしました。これは携帯電話・ スマートフォンの見本市である東京ビッグサイトでの「ワイヤレス ジャパン2011」の開催日と同日にしたもので、当日同会場で開業記 念のテープカットセレモニーを行いました。

同会場内には当社ブースを出展し、auが展開する保険会社として、 ユニークなスマートフォン向けアプリとともに来場者の注目を集め ました。

これに先立ち前日24日にはホテルオークラで開業記者会見を開催 しましたが、これまでにないビジネスモデル・事業戦略は多くのTV、 新聞等マスコミに取り上げられました。

上:ワイヤレスジャパン会場でのテープカット

下:(開業記者会見)左からKDDI高橋専務、住野社長、 あいおいニッセイ同和損保永末副社長

#### 開業記念商品「自転車プラン」

自転車利用者の増加に伴い、自転車同士、自転車と歩行者の事故が急増し、社会問題となりつつあります。当社は開業にあたり、"何か社会に貢献できないか"の思いも込め、「開業記念 自転車プラン」を開発、発売いたしました。

月額100円という、これまでにない低額の保険料設定もあり、マーケットから 好評のうち、大きな反響をもって迎えられました。

同時に、KDDI研究所の最新技術を活用したスマートフォン向けアプリ「ガクブルペンギン」と「ロゴよみカメラ」を発表するとともに、KDDI社と共同で、保険プレゼントキャンペーンを展開しました。

∫上:「開業記念 自転車プラン」補償内容

ト:保険をご案内するARアプリ「ガクブルペンギン」

補償項目	保険金額
死亡·後遺障害	200万円
入院日額	1,500円
通院日額	1,000円
個人賠責	1,000万円
保険料(月払)	100円



#### 「スマートサイクリング プロジェクト」スタート

「開業記念自転車プラン」を大々的に発売した当社は、「安心と安全をケータイして走ろう」をコンセプトとする「スマートサイクリングプロジェクト」を2011年6月16日スタートさせました。

当日は「スマートサイクリング宣言」を発表するとともに、KDDI デザイニングスタジオ(原宿)で、本コンセプトに賛同するタレン トなぎら健壱さんらによるトークイベントを開催しました。



この模様はUSTREAMで配信されたほか、多くの関連マスコミに好意的に取り上げられ、当社が 開設したFacebookページにも、多くの賛同の声が寄せられました。

「トークイベント参加者:左から毎日新聞記者 馬場直子さん、プロトライアスリート 白戸太朗さん」 タレント なぎら健壱さん、コラムニスト ドロンジョーヌ恩田さん

#### 「スマートランニングプロジェクト」スタート

ランナーの増加と比例するランナー・歩行者等との事故を防ぐため、「マナーと安心をケータイして走ろう」をコンセプトに「スマートランニングプロジェクト」を2011年7月6日スタートさせました。

当日は、KDDIが皇居ランナーを対象にパレスサイドビルに開設した「Run Pit」の1周年記念行事としてKDDIと共同で記者会見を開催し、「スマートランニング宣言」とKDDI「Run&Walk」会員向け保険プレゼントの実施を発表しました。



その後、タレントの乙黒えりさんと村山和美さんによるトークイベントを開催し、イベント終了後は、本プロジェクトに賛同するランナー約120名による皇居一周の「皇居 PR Run!」を実施しました。 この模様も、USTREAMで配信されたほか、数多くのTV、雑誌等で紹介されました。

<皇居1周スタート前の村山和美さん(左)と乙黒えりさん>

# 経営について

代表的な経営指標等	10
品質向上活動	11
勧誘方針	14
個人情報保護	15
情報開示	19
コーポレート・ガバナンスの状況	20
コンプライアンス	26
リスク管理体制	27
内部監査および社外監査・検査	30
環境保護の取組み・社会貢献活動	31

項目	2009年度	2010年度	指標の解説
正味収入保険料	一 百万円	一 百万円	ご契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)および受再保険料から、出再保険料、返戻金を控除し、さらに積立保険に係る積立保険料を控除したものです。
正味損害率	- %	- %	正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、「正味収入保険料」で除した割合です。
正味事業費率	- %	- %	損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額(保険引受に係る営業費及び一般管理費)に加えて、「正味収入保険料」で除した割合です。
保険引受利益	一 百万円	一 百万円	正味収入保険料等の「保険引受収益」から、正味支払 保険金・損害調査費・満期返戻金等の「保険引受費 用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、 保険引受に係るその他収支を加減したものです。
経常損失	9 百万円	230 百万円	正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却 益等の「経常収益」から、正味支払保険金・満期返戻 金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の「経 常費用」を控除したものです。
当期純損失	9 百万円	263 百万円	「経常利益」に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものです。
ソル <b>ベ</b> ンシー・ マージン比率	- %	- %	巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。通常200%以上あれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
純資産	290 百万円	4, 227 百万円	保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等 の負債を控除したものであり、「貸借対照表」上の 「純資産の部合計」です。
総資産	297 百万円	4,327 百万円	保有する現金・有価証券・貸付金などの資産の総額で あり、貸借対照表上の「資産の部合計」です。
その他有価証券 評価差額金	一 百万円	一 百万円	その他有価証券及び金銭の信託(その他有価証券に準じて処理する運用目的・満期保有目的以外のものに限る)の時価と取得原価の差額(いわゆる含み損益)から法人税等相当額を控除したものです。
不良債権の状況 (リスク管理債権)	_	_	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号 ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値 の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、4つに区分さ れています。

注)1. 2009年度は、モバイル損保設立準備株式会社の数値です。 2. 損害保険事業は2011年度より開始しており、損害保険事業関連数値は2009年度、2010年度には該当がありません。(以下、同じ)

## 品質向上活動

#### お客様の声に対する取組み

#### ●「お客様の声」対応基本方針

「お客様の声」を真摯に受け止め、迅速、的確に対応させていただくことはもちろん、より良い保険商品・サービスのご提供や利便性の向上、様々な面での業務の改善を通じた「お客様本位の会社創り」に活用させていただいています。

#### 「お客様の声」対応基本方針

au損害保険株式会社は、経営理念に基づき、苦情をはじめとするお客様からの声に迅速・適切・真 摯な対応を行い、お客様満足度の向上に寄与するため、以下の行動指針に沿って取組を推進していき ます。

#### 1. 定義

(1) 「お客様」の定義

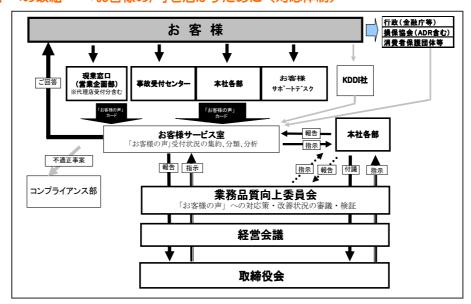
本方針における「お客様」の定義は、「au損害保険株式会社のあらゆる活動に関るお客様」をいい、個人・法人等を問いません。

(2) 「お客様の声」の定義 本方針における「お客様の声」の定義は、「お客様からの不満足の表明」とします。

#### 2. 行動指針

- (1)基本姿勢
  - ①全役職員は、お客様から寄せられた「お客様の声」に対して、迅速・適切・真摯な対応を行い、お客様の立場を踏まえた解決を目指します。
  - ②全役職員は、「お客様の声」に関する情報は「お客様の信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するために重要な情報である」と認識します。
  - ③全役職員は、「お客様の声」対応に関する情報を収集分析し、「お客様の声」の低減に努めると同時に、品質の向上・お客様満足度の向上に向けた諸施策に活かします。
- (2) 「お客様の声」対応管理態勢
  - ①「お客様の声」対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
  - ②「お客様の声」対応に関する取組みおよび個別具体的な対応については、必要に応じ「お客様の声」対応基本規程および「お客様の声」対応マニュアルに詳細を規定します。

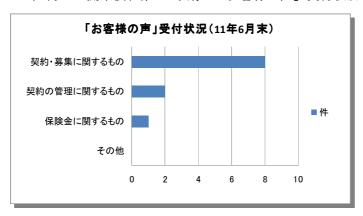
#### ●「お客様の声」への取組 ー「お客様の声」を活かすために(対応体制)ー



#### お客様の声に対する取組み

#### ●「お客様の声」受付状況

2011年5月25日開業後、第1四半期の「お客様の声」受付状況は以下のとおりです。



#### ●「手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織として、「そんぽADR センター」(損害保険紛争解決サポートセンター)を設け、受け付けた苦情について、損害保険会社に解決を依頼するなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で問題の解決がつかない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが、中立・公正な立場から紛争解決手続を実施しています。

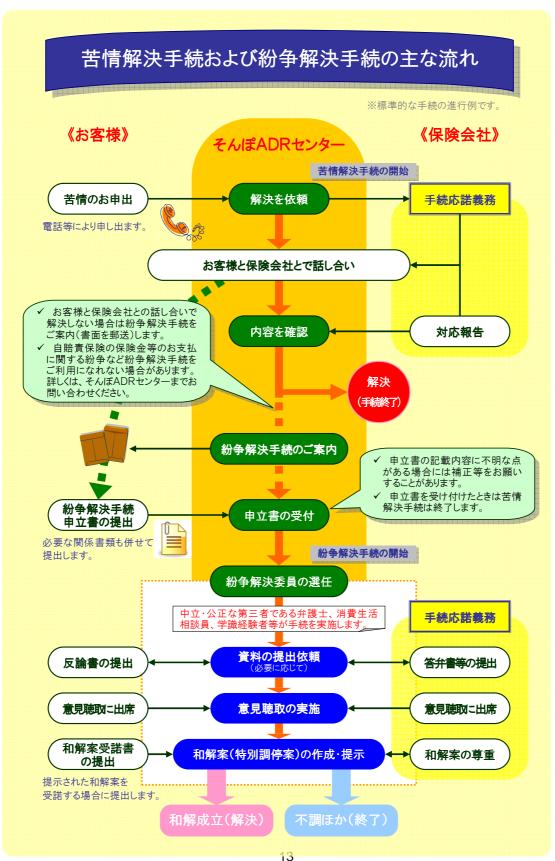
当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

電話番号 0570-022808(ナビダイヤル・有料) PHSやIP電話からは 03-4332-5241 (受付時間:平日の午前9時15分~午後5時)

詳しくは、社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (http://www.sonpo.or.jp/)

#### お客様の声に対する取組み



#### 勧誘方針

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

#### ●お客様の立場に立った保険販売に努めます

- ・お客様に商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明 方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- ・お客様の商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めてまいります。
- ・商品の販売にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮 いたします。

#### ●適正な業務運営に努めます

- ・お客様に関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- ・お客様のご意見、ご要望等を、商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- ・万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品の内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- ・保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

#### お客様の情報の取扱いに係る当社方針

当社では、お客様からご提供いただいた個人情報は、当社の商品・サービス・情報をご提供するためになくてはならないものであり、お客様の情報を安全に管理し適正に利用することが、当社の重要な社会的責任であると認識しております。

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、 損害保険業に対する社会の信頼をより向上させ るため、個人情報の保護に関する法律(個人情 報保護法)その他の関連法令・金融分野におけ る個人情報保護に関するガイドラインその他の ガイドラインや社団法人日本損害保険協会の

「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、 安全管理については、金融庁および社団法人日 本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措 置を講じます。

#### 1. 情報の取得・収集方法

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法 で公正な手段により、個人情報を取得します。 当社では、主にモバイル端末等を活用して保 の契約申込、保険金請求、取引書類、キャン ペーンやアンケートなどにより個人情報を取得 します。また、各種お問い合わせ、ご相談等に 際して、内容を正確に記録するため、通話の録 音などにより個人情報を取得することがありま す。

#### 2. 情報の利用目的

ご提供いただいた情報は、次の目的および下記4、5に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲内を超えて利用しません。

「利用目的」を変更する場合には、その内容 をご本人に通知するか、ホームページ等により 公表します。

- (1)保険契約の申し込みに係る引受けの審査、 引受けおよび履行
- (2) 万一保険事故が発生した場合の円滑かつ 適切な保険金のお支払い
- (3) 当社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく 通知および再保険金の請求
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6) 保険契約の維持・管理
- (7) 保険制度の健全な運営
- (8) 当社およびグループ会社(※1) が取扱う商品・サービス(※2) の案内・提供

- (※1) 当社のグループ会社は、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)のホームページをご覧ください(http://www.ms-ad-hd.com)
- (※2) 当社およびグループ会社が取扱う商品・ サービス
  - 〇損害保険、生命保険、ローン・国債・投資信託・確定拠出年金等の金融商品、資産評価サービス、リスクマネージメントサービス、健康・介護サービス、およびこれらに付帯・関連するサービス・キャンペーン・セミナーの案内、提携先企業の商品・サービスに関する情報
- (9) 当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- (10) 市場調査および保険商品・サービスの 開発・研究
- (11) 問い合わせ・依頼等への対応
- (12) お客様とのお取引等の適切かつ円滑な 履行

なお、他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について受託等する場合があります。この場合は、当該受託業務の遂行に必要な範囲内を超えて利用しません。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得ることとします。

#### 3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保 険代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 損害保険会社等との間で共同利用を行 う場合
- (4) 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続(いわゆるオプト・アウト)を行って第三者に提供する場合

#### 4. 個人データの取扱の委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理態勢を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- ・保険の募集、損害調査に関わる業務
- ・保険業務の事務処理、印刷・発想処理に関 わる業務
- ・情報システムの開発・運用に関わる業務

#### 5. 情報交換制度等

(1) 損保業界の情報交換制度について

保険契約の締結または保険金の請求に際 して行われる不正行為を排除するために、 損害保険会社等との間で、個人データを共 同利用します。

また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細(管理責任者、共同利用する項目等)につきましては、社団法人日本損害保険協会のホームページ(http://www.sonpo.or.jp)または損害保険料率算出機構のホームページ

(http://www.nliro.or.jp) をご覧ください。

#### くお問い合わせ先>

#### 〇社団法人日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

所在地:〒101-8335

東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電 話:03-3255-1467

(受付時間:午前9時~午後5時

土日祝祭日・年末年始を除く)

# 〇損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口

所在地:〒101-0054

東京都千代田区神田錦町1丁目9番地

電 話: 03-3233-4141

(受付時間:午前9時~午後5時

土日祝祭日・年末年始を除く)

#### (2) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店の委託等のために、社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用しています。詳細(管理責任者、共同利用する項目等)につきましては、社団法人日本損害保険協会のホームページ(http://www.sonpo.or.jp)をご覧ください。

#### 6. 信用情報の取扱い

保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

#### 7. センシティブ情報の取扱い

保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいいます。)、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活並びに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティを除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。保険業法施行規則第53条の9に基本人の借入金と、信用情報に関する機関(ご本人の借入金と済能力に関する情報の収集および保険会社に対する情報の投供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であってご本人の海能力の設済能力に関するものを、ご本人の返済能力の目的のために利用しません。

- ・保険会社として適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令等に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必 要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する ことに対して協力する必要がある場合

#### 8. 個人データの安全管理

個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、 その他個人データの安全管理のため、取扱規程 等の整備および安全管理措置に係る実施体制の 整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを 委託する場合には、委託先の選定基準を定め、 あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するな ど委託先に対する必要かつ適切な監督を行いま す。

#### 9. 継続的な取組み

お客さまからご提供いただいた情報の適切な 取扱いについては、従業員への教育を徹底し、 適正な取扱いが行われるよう取組んでまいりま す。あわせて、内部管理責任体制・システムセ キュリティなどに関して継続的・恒常的な見直 しを図ります。

また、この方針を実践・遵守するとともにお 客さまの情報保護の継続的改善に取組んでまい ります。

#### 10. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については当社ホームページ(http://www.au-sonpo.co.jp)内にあるお客様のマイページをご確認いただくか、同ホームページ内のメールアドレスへのメールまたは電話にてお問い合わせください。また、事故に関するご照会については、同じく「au損保事故受付デスク」窓口にお問い合わせください。

ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきます。

# 1 1. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、当社ホームページ(http://www.au-sonpo.co.jp)を参照の上ご請求ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

当社からのダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。但し、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡やそれらの余白に記載される内容もしくはそれに同封されるものは停止対象とはなりませんのでごうれるものは停止対象とはないませんのでごうれる場合は、当社ホームページ

(http://www.au-sonpo.co.jp)の専用ページからお申し出ください。

#### 12. お問い合わせ窓口

個人情報の取扱いに関する苦情・ご相談に対し適切・迅速に対応いたします。 当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関する ご質問は、下記までお問い合わせください。

#### 【au損害保険株式会社】

電話:03-5777-7373 (本社大代表)~所管部署をご案内します。

(受付時間:午前9時~午後5時 土日祝祭日・年末年始を除く。)

なお、ご契約内容のお問い合わせにつきましては以下にお願いいたします。

au損保お客様サポートデスク フリーコール:0800-700-0600

(受付時間:午前9時~午後9時 土日祝祭日・年末年始を除く。)

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人日本損害保険協会(http://www.sonpo.or.jp)の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

#### <お問い合わせ先>

#### 社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター(損害保険紛争解決サポートセンター)

所在地: 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2 丁目 9 番地

電 話:03-3255-1470

(受付時間:午前9時~午後5時 土日祝祭日・年末年始を除く。)

#### ディスクロージャー基本方針

#### ディスクロージャー基本方針

当社は、MS&ADインシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っていきます。

#### 1.情報開示の基本姿勢

当社は、お客様をはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を 行っていきます。

#### 2.情報開示の基準

当社は、お客様の契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示していきます。

#### <情報開示に関する主な項目>

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、 再保険、海外事業、システム、社会貢献、環境取り組み、グループ会社関連

#### 3.情報開示の方法

当社からの情報開示は、インターネットホームページ、ニュースリリース などを通じ、お客様をはじめとする皆様に情報が伝達されるよう配慮を行っていきます。

#### 当社をさらにご理解いただくために

#### 〇公式ホームページ

会社情報や商品・サービスのご案内など様々な情報をお伝えしているほか、より新しい情報をご覧いただけるようニュースリリース (※) も発表後、直ちに掲載しています。

(URL: http://www.au-sonpo.co.jp)

auケータイ、スマートフォンからは、右のQRコードをご利用いただくと、専用ホームページにアクセスいただけます。(一部機種を除く)



#### OMy au 損保(ご契約者ホームページ)

いつでもご契約内容確認、各種変更手続きやお問合わせができる ご契約者ホームページです。

#### 〇ディスクロージャー資料

ステークホルダーの皆様に当社の事業活動について幅広くご理解いただくために、「au損保の現状」を作成しました。



(※ニュースリリースはパソコン上の ホームページでのみご覧いただけます)

#### 内部統制システムに関する基本方針

当社は、「MS&ADインシュアランスグループ経営理念」および「KDDI(株)基本理念」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と発展を実現するため、以下のとおり透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社、MS&ADインシュアランス

グループ全体及びKDDIグループ全体の企業価値の向上に努めていく。

# 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および 定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスに係る規程を整備し、すべての役職員が常に念頭におくべきコンプライアンスの基本原則と具体的な行動指針を徹底する。
- (2) コンプライアンスに係る基本方針および 実行計画等の重要課題に対する審議・検 証および提言を行うコンプライアンス委 員会を設置し、定期的に進捗状況を取締 役会に報告する。
- (3) 全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括するために、コンプライアンスを統括する部門を設置し、被監査部門から独立した内部監査部門と連携の上、コンプライアンスの徹底状況を監査する。
- (4) コンプライアンス・プログラムを取締役 会で決議し、進捗管理と見直しを行うと ともに、社内に徹底する。
- (5) 当社の役職員が、法令または社内ルール等の違反の疑義を発見した場合の報告ルートを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、コンプライアンスを統括する部門および外部の弁護士事務所宛に通報できる内部通報制度を整備する。
- (6) 反社会的勢力に対する基本方針を定め、 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的 勢力に対しては、弁護士や警察等とも連 携して、毅然とした姿勢で組織的に対応 する。
- (7) コンプライアンス・マニュアル等を活用 し、あらゆる機会を捉えて、コンプライ アンスに係る社員教育を徹底する。
- (8) アームズ・レングス・ルールおよびその 他のファイヤーウォールを適切に機能さ せるための体制を整備する。

- (9) お客さま情報管理に関する基本方針を定め、個人情報の適切な取扱いおよび安全 管理措置を徹底するための体制を整備する。
- (10) 利益相反管理に関する基本方針を定め、 利益相反管理のための体制を整備する。
- (11) 取締役会規程を定めるとともに、取締役 会の決議事項等は不断の見直しを行う。

# 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会は、文書(電磁的媒体の記録を 含む)管理に関する規程を制定し、職務 の執行に係る情報を文書に記録し、保存 する。
- (2) 取締役および監査役は、文書管理に関する規程に基づき、これら文書を閲覧することができる。

# 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する方針を定め、リスク 管理方針・全社的リスク管理のための規 程を制定し、経営に重要な影響を与える リスクに関する基本方針等を定める。
- (2) 具体的なリスク管理規程をリスクカテゴ リー等により個別に作成し、必要に応じ 随時見直す。
- (3) リスク管理の実効性を確保するための委員会を設置し、各種リスク管理および統合リスクに関する重要事項について審議する。
- (4) 取締役会は、上記委員会での審議を踏ま え、各種リスクに係る管理・運営方針を 決定する。
- (5) 大規模自然災害等の事業継続に重大な影響を与えるリスクに関しては、危機管理に関する規程を整備するとともに平時および有事における管理体制を構築する。
- (6) 管理すべきリスクを明確化するとともに その所在を的確に把握し、リスクの性質 に応じた適切な管理を行う。
- (7) リスク情報はリスク統括部門において一 元的に管理し、必要に応じて取締役会等 に報告される態勢を確保する。
- (8) 内部監査部はリスク統括部門と連携し、 リスク情報を踏まえた実効性の高い業務 監査の実施に努める。

# 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度により、業務執行と重要事項の決定および監視・監督の機能分化を 図り、取締役の責任を明確にする。
- (2) 取締役会は毎月1回定例で開催するほか 必要に応じて臨時で開催するとともに、 経営戦略等に係る重要事項については経 営会議を定例開催して事前協議のうえ、 取締役会に付議・報告する。
- (3) 取締役会規程、経営会議規程、職務権限 規程等を整備し、取締役、執行役員の職 務分担および意思決定の基準の明確化を 図るとともに、各部門への合理的な権限 付与を通じて取締役の職務遂行の効率性 を確保する。

#### 5. 財務報告の適正性および信頼性を確保する ための体制

- (1) ディスクロージャーに関する基本方針を 定め、当社に関する財務情報および非財 務情報を適時かつ適正に開示するための 体制を整備する。
- (2) 取締役会は、法令等に基づく情報開示に 関して、財務報告における適正性の確保 および内部統制の有効性評価を検証する 体制を整備する。

#### 6. 当社並びにその親企業等から成る企業集団 における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、あいおいニッセイ同和損害保険 (株)策定の「関連会社管理規程」に則 り、経営の独立性を損なわない範囲で、 経営上重要な方針・計画やリスク情報・ 開示情報の迅速な伝達体制を構築する。
- (2) 当社は、関連会社等との取引および業務 提携等について、アームズ・レングス・ ルールおよびその他のファイヤーウォー ルを適切に機能させるための体制を整備 する。

#### 7. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関す る体制
  - ①取締役会は、監査役の求めにより監査 役の職務を補助すべき使用人として適 切な人材を配置する。
  - ②監査役補助者の人事異動・人事評価・ 懲戒処分等人事に関わる事項について は、監査役の同意を必要とする。

- (2) 監査役への報告に関する体制
  - ①取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかにこれに対応するものとする。
  - ②取締役は、会社に著しい損害を及ぼす 恐れのある事実を認めたときは、直ち に監査役会に報告する。
  - ③内部通報制度に関する報告・相談事項 および運用状況については、適時に監 査役に報告する体制を整備する。
  - ④監査役は、上記の他、適時かつ的確に 重要情報を得るため、経営会議その他 の重要会議に出席できることとする。
- (3) 取締役と監査役は、定期的な会合を持 ち、相互の意思疎通を図る。
- (4) 取締役は、監査役が必要と認めたときは、弁護士、公認会計士等、外部専門家との連携を図る環境を整備する。
- (5) 取締役は、監査役と内部監査部門および会計監査人との定例的会合実施の環境を整備する。

#### 8. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社は、内部監査に関する基本方針を 定め、効率的かつ実効性ある内部監査 を実施するための体制を整備する。
- (2) 当社は、内部監査部門として独立した 専門組織を設置し、当社の全ての業務 活動を対象として内部監査を実施する。
- (3)取締役会は、内部監査規程を制定し、 内部監査に係る基本的事項(内部監査 の目的・対象、内部監査部門の独立性 や業務・権限・責任の範囲、情報入手 体制、報告体制等)を定める。
- (4)取締役会は、内部監査に関する基本方 針に則り被監査組織のリスク評価結果 等を踏まえた上で、年度の内部監査計 画を策定する。
- (5) 当社は、内部監査計画を適切に遂行するため、適切な人材を配置する。
- (6) 内部監査部門は、監査の実施後、被監査組織に(必要に応じ関係部門へも)内部監査結果を通知して是正・改善を求め、対応状況を確認するとともに、内部監査結果等を取締役会および監査役に報告する。

#### 利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社または MS&ADインシュアランスグループの金融機 関 (以下「当社等」といいます。) が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

#### 1. 対象取引およびその類型

#### (1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下「対象取引」といいます。)とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

#### (2)対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような 類型化を行い管理します。

- ①お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
- ②お客さまの利益と当社等の他のお客さま の利益が相反するおそれのある取引

#### 2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- ①対象取引を行う部門と当該取引に係るお客 さまとの他の取引を行う部門を分離する方 法
- ②対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に 害されるおそれのあることについて、お客 さまに適切に開示する方法
- ③対象取引または当該取引に係るお客さまと の他の取引の条件または方法を変更する方 法
- ④対象取引または当該取引に係るお客さまと の他の取引を中止する方法

#### 3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相 反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情 報の収集を行うことにより対象取引を一元的に 管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員 および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、 お客さまの利益が不当に害されることのないよ うに努めます。

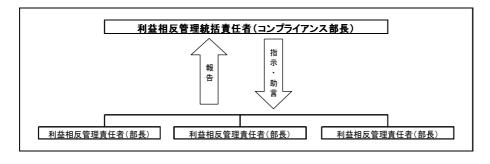
#### 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびMS&ADインシュアランスグループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う者をいいます。

#### 当社以外に該当する主な会社

- ·三井住友海上火災保険株式会社
- ・三井ダイレクト損害保険株式会社
- ・三井住友海上きらめき生命保険株式会社
- ・三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
- ・三井住友海上火災保険株式会社の子金融機関等 に該当する会社
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・あいおい生命保険株式会社
- ·SBI損害保険株式会社
- ·e-Net少額短期保険株式会社
- •株式会社全管協共済会
- ・MS&ADローンサービス株式会社
- トヨタアセットマネジメント株式会社
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の海外の 保険子会社

#### ● a u 損保の利益相反管理体制図



#### 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力との関係遮断に努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保するため、以下を当社の反社会的勢力に対する基本方針として掲げます

#### 反社会的勢力に対する基本方針

- 1. au損害保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を 遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
- 2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。 また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

#### コーポレートガバナンス体制

当社は監査役制度採用会社であり、経営意思決定と監督機関の機能分担を明確にした経営体制を構築しています。2011年7月1日現在の経営体制は、取締役6名、監査役3名で構成されています。

#### ●取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、当社の経営方針や経営戦略上の重要なテーマについての意思決定並びに業務執行の監督を行い、毎月1回の定時開催に加えて随時開催しています。また、監督機能の強化と適正かつ迅速な経営意思決定の確保に向け、取締役会の諮問委員会として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、業務品質向上委員会を設置しています。

#### ・コンプライアンス委員会

コンプライアンスの態勢の監視・監督機能の強 化を目的として、コンプライアンス・プログラ ムの進捗状況のチェックや社内外の検査・監督 結果を踏まえた改善策等の審議・検証を行いま す。

#### ・リスク管理委員会

当社のリスク対応状況・管理状況の監督や経営 の安全性の確保、収益性の向上に向けた課題・ 問題点の審議・検証を行います。

#### ・業務品質向上委員会

「お客様本位の会社」実現に向け、お客様接点 の業務品質の向上および適正な業務運営の推進 を目的として、重要課題に関する審議・検証を 行います。

#### ●監査役会

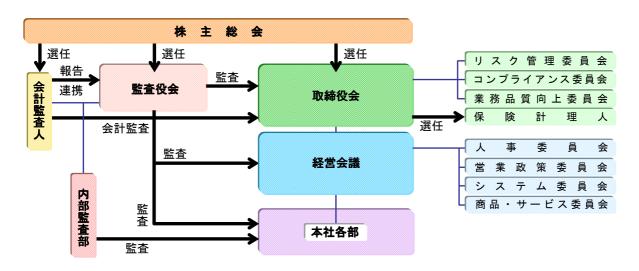
監査役会は3名の監査役(うち社外監査役2名)で 構成され、監査役は監査役会を定期開催し、監査 方針や方法等の決議を行うほか、監査に関する重要事項についての報告・協議を行うとともに、取 締役会をはじめ、経営会議や各種委員会といった 重要な会議へ出席し、意見を述べるなど、法令に 定められた監査に加え、取締役の業務執行の監査 を行っています。また、監査役は内部監査部門 (内部監査部)および外部監査部門(会計監査人)と 定例会議を開催し、情報・意見交換を行うなど、 連携して監査・検査内容の向上に努めています。

#### ●経営会議

業務執行に係る重要な事項の協議・決定を行う 会議体として経営会議を設置しています。

経営会議は、毎月2回の定例開催に加えて、必要に応じて随時開催しています。また、重要な政策課題別に人事委員会、営業政策委員会、システム委員会、商品・サービス委員会を設置しており、各担当分野に係る個別課題について審議・検証および提言を行い、必要に応じて付議部門が経営会議等へ付議しています。

#### ●コーポレート・ガバナンスの体制図



#### 社外取締役および社外監査役との関係

社外取締役1名および社外監査役1名は各々あいおいおニッセイ同和損害保険株式会社の当社所管部長および同社グループ複数社の監査役であります。

当社との主な関係については、あいおいニッセ イ同和損害保険株式会社は、当社発行済株式総数 の66.6% (2011年3月31日現在) を保有する大株主 であり、かつ継続的に経営指導、業務支援を得て おります。

また、他の社外監査役1名はKDDI株式会社の主 管部長であります。同社は当社発行済株主総数の 33.4%(同上)を保有する大株主であり、継続的に 業務支援を得ております。

## コンプライアンス

#### コンプライアンス基本方針

#### コンプライアンス基本方針

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置付け、すべての役員・社員が、企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定めます。

#### 〇基本的な考え方

- (1) 当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。
- (2) コンプライアンスとは、「当社の事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等および当社が定める社内規定(以下これらを「法令等」といいます。)を遵守し、社会の期待と要請に応えるため誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

#### コンプライアンスの推進

#### ●コンプライアンス推進体制

取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設けており、コンプライアンス関連部門では、「お客様の声」への対応や代理店の募集に関する事項を含め、コンプライアンスに関する全般的な推進を行っています。

また、募集文書の点検を行う部門をコンプライアンス部内に設置し、全ての募集文書を一元的に点検しています。

#### ●コンプライアンスプログラムと研修

具体的な実践計画である「コンプライアンス プログラム」を取締役会で策定し、この計画に 沿って法令等遵守の活動に取り組んでいます。

入社時からコンプライアンス研修を行い、コンプライアンスマニュアルの活用により実効性 を高めています。

自主点検・代理店への監査を通じて不適正・ 不祥事の未然防止と早期発見と改善に努めてい ます。

#### ●コンプライアンス体制



### リスク管理態勢

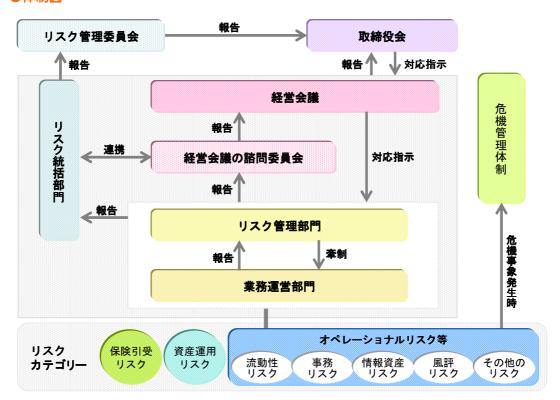
経済活動のグローバル化・規制緩和の進展・ 異業種企業の参入・インターネット等通信手段 の変貌など企業を取り巻く経営環境は大きく変 化してきており、損害保険会社経営においる リスクが多様化・複雑化してきています。経営 の安定性を確保し、また収益性を向上させるためには、これらのリスクを的確に把握し、その 影響度合いを分析・評価した上で、適切に管理 する事が従前にも増して重要となっています。 当社は、このような認識の下、持株会社である MS&ADインシュアランスグループホールディ ングス株式会社が定める「MS&ADインシュア ランスグループリスク管理基本方針」、あいお いニッセイ同和損害保険株式会社が定める「リ スク管理方針」、並びにKDDIグループのリス ク管理に関する考え方・体制等を踏まえて、り で明確にしています。また、取締役会の 委員会としてリスク管理委員会を設置し、リスク 管理委員会で審議し、取締役会に報告する 物を確保しています。

#### リスク管理に対する基本的な方針

経営ビジョン実現に向け、当社が抱える様々なリスクについて、自己資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上の実現に資することとしています。

#### リスク管理体制

#### ●体制図



リスク管理態勢

#### 統合リスク管理

当社では、各種のリスクを統合し、経営体力 (実質自己資本)と対比することにより、資本 が十分に確保されているかどうかを把握・管理 する統合リスク管理や、著しい環境変化を想定 したストレステストを実施します。

#### 主要なリスクとその管理体制

#### 1. 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の 発生状況が保険料設定時の予測に反して大幅に 変動し、損失を被るリスクをいいます。当社に おいては、商品別損害率等のリスク状況等を定 期的に把握・管理し、管理を行っています。

#### 再保険について

#### (1) 再保険とは

保険会社は、保険金支払責任を果たし、事業の安定を図るために、保険金支払責任の全部または一部をほかの保険会社に転嫁して、リスクの平準化と分散化を行っています。これを「再保険」といい、保険事業経営の安定と強化を図る上で重要な手段の一つとなっています。

例:リスクの平準化と分散化



#### (2) 出再方針

当社は、保険引受リスクの適正な管理・保 険料の安定化・経営の健全化の視点から、保 有・出再方針を定め、再保険を手配していま す。

なお、再保険カバーの手配にあたっては、 主要格付機関による格付をベースにした当社 取引相手会社信用基準を遵守し、信用度の高 い受再者の選定を行っています。

#### 2. 資産運用リスク

資産運用リスクには、市場リスク・信用リスク等があります。当社は現在、株式・債券への投資等資産運用リスクに係る運用は行っておりません。

#### 3. オペレーショナル・リスク等

オペレーショナルリスク等とは、流動性リスクおよびオペレーショナルリスクをいい、オペレーショナル・リスクは具体的には下記(2)以下のリスクに細分化して管理しています。

#### (1) 流動性リスク

流動性リスクには、「市場流動性リスク」と「資金繰りリスク」との二つが含まれます。

「市場流動性リスク」とは、市場の混乱等により、 不利な価格での取引を余儀なくされることで損失 を被るリスクをいいますが、当社は現在、市場流 動性リスクに係る資産運用は行っておりません。

「資金繰りリスク」については、流動性資産を十分保有するとともに、流出入資金の正確な把握に努め、適切な資金繰り管理行っています。

#### (2) 事務リスク

事務リスクとは、役職員・代理店が適切な事務の遂行を怠ったり事故・不正を起こすことや、新しい事務システムの開発に際して十分な検証が行われず導入時に混乱が発生するなどにより、お客様に対する業務品質が低下したり、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、各種規程等を整備するとともに、お客さまの声等から収集した事務事故発生の要因分析・再発防止策の推進や、業務監査等を通じた事務リスク管理体制の定期的な検証を行う事により、リスク発現防止に努めています。

#### (3)情報資産リスク

情報資産リスクとは、個人情報・会社機密情報 の漏えいと、情報システムのダウンまたは誤作動 等の不備、不正使用、開発計画の不備や開発遅延 により損失を被るリスクをいいます。

情報の管理に関しては、プライバシーポリシーおよび個人情報保護に関する諸規定を整備し情報管理を徹底するとともに、外部委託先へ業務発注する際にもセキュリティ要件の充足を徹底します。

また、システム面に関しては、セキュリティポリシーに基づきリリース前の十全なテストを実施し、システムの運用面に関しては、安全性・信頼性の高い専門会社に委託することでリスク発現防止に努めています。

さらに、災害や不測の事故発生に備え、重要なデータのバックアップの取得や、コンティンジェンシープランの整備など、迅速な対応ができるよう努めています。

( 経営について

# リスク管理態勢

#### (4) 風評リスク

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下する事から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。

当社は適切な業務運営・情報開示に努め、風評につながるリスクを未然に防止するとともに、各種メディアやインターネット上の掲示板等で風評被害が確認された場合には、状況を確認し迅速な対応ができるよう努めています。

#### (5) その他オペレーショナルリスク

上記以外にも、募集リスク、企画・開発リスク、 外部経営環境リスク、法務リスク、事故・災害リ スク、人的リスク等の様々なリスクを認識し、各 所管部を中心にしてこれらのリスク管理に努めて います。

#### 危機事象発生時の対応体制

上記のような各種リスクの具体的な発現により、 事業活動に重大な影響を与える事象が発生した場 合に備え、当社は危機管理規程等で危機発生時の 対応を事前に定める事により迅速な対応が取れる 体制を確保しています。 また、首都圏巨大地震等の重大な自然災害や、 新型インフルエンザに代表される伝染病流行時等、 当社の事業継続に重大な影響を及ぼす事象が発生 した場合には、事業継続計画 (BCP)に従いお客 様対応に係る業務継続に経営資源を集中致します。

## 内部監査および社外監査・検査

#### 内部監查

当社の内部監査態勢については、取締役会が決定した「内部監査方針」において定め、他部門から独立した立場で内部監査を実施する内部監査部を設置しています。内部監査は、法令等遵守態勢を含む内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、課題の改善に向けた提言を行うことによって、健全かつ適切な業務運営の確保と内部管理の改善および経営管理の高度化を図ることを目的として、取締役会が決定した「内部監査規程」に基づいて行われます。

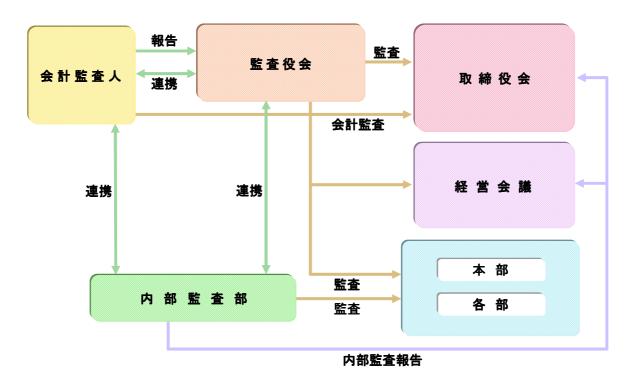
内部監査の対象は、当社におけるすべての業務です。また、当社の代理店・外部委託先などが行う当社業務も含みます。内部監査部は、これらの監査対象に係るリスクの状況を評価し、各年度の「内部監査計画」を策定して監査に当たります。

内部監査実施後、内部監査部は監査対象組織に対して内部監査結果を通知し、監査対象組織の改善計画や進捗状況報告等に基づきそれらの改善状況をフォロー・確認します。さらに、内部監査結果等は定期的に取締役会に報告しています。

#### 社外監査・検査

当社は、外部の監査として、法令に基づき会計監査人による会計監査を受けています。また、保険業 法の定めにより主務官庁の検査を受けることになっています。

#### ●社内外の監査体制



# 環境保護の取り組み・社会貢献活動

#### 環境保護

#### ●環境にやさしいビジネスモデル

当社は携帯電話・スマートフォンのみで保険の 手続きを全て完結することができます。申込書不 要、証券等不発行により紙資源を節約することが できる環境にやさしいビジネスモデルを構築して います。

#### ●消費電力最大ピーク時▲15%の取り組み

大地震による電力供給力の低下に対応すべく、 当社も空調、照明、PC等の節電に全社員が工夫 をこらして、取り組んでいます。

また、クールビズ、早帰り、ライトダウン等の 各運動にも積極的に参加・展開し、より効果的な 節電に努めています。

#### 社会貢献活動

#### ●東日本大震災への募金活動

2011年3月11日発生した東日本大震災で被害に遭われた方々のため、役職員による募金をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社のマッチングギ

フト「ゆにぞん募金」を通じて行いました。

また、これと別に同震災で被害を受けたあいお いニッセイ同和損害保険株式会社の代理店・役職 員向けの募金活動にも参加をしました。

# 保険商品・サービス

保険の仕組み	33
主な保険商品	36
お客様サポート体制	37
損害サ <b>ー</b> ビス	38

## 保険の仕組み

#### 保険の仕組み

#### ●保険制度

損害保険は、共通の危険を持つ多くの人が集合し、合理的な計算に基づいた拠出(保険料の支払い)をすることにより、そのうちのある方が「一定の偶然な事故」にあった場合に、その拠出の中から損害の補償(保険金)を受け取ることができるという仕組みです。

つまり、損害保険制度とは、「大数の法則」を 利用して相互にリスクを分散し、経済的補償を与 えることにより、個人生活と企業経営の安定に大 きく寄与することができる制度と言えます。

#### ●保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が「一定の偶然な事故」によって生じる財産上の損害を補償することを約束し、それに対してご契約者がその「一定の偶然な事故」の発生可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束することによって、成立する契約です。

したがって、双務・有償契約であり、ご契約者と保険会社の意思の合意のみで成立する諾成契約とういう性質を有しています。当社では「My au 損保」ページ上でご契約者から申し込みの意思表示を受けた後に、ご契約が成立した旨を契約確認画面に表示しています。

#### ●保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる純保 険料料率は、当社が金融庁からの認可取得もしく は金融庁への届出を行ったものを基礎として適用 しています。

保険料は、純保険料(将来の保険金支払いに充 てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必 要な経費や代理店手数料などに充てられる部分) から成り立っています。

なお、損害保険料率算出機構は、傷害保険については、純保険料率を参考料率として算出し、会 員保険会社に提供しています。

#### ●約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・除外す特別約款・特約とがあります。

#### 保険契約のお手続き

#### ●ご契約の募集

当社ではau携帯およびスマートフォンを通じて 保険の募集を行っています。

#### ご契約内容の確認

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。また、ホームページの商品説明ページでも商品内容をわかりやすく説明しています。

また、当社ではご契約にあたり、「お申し込み 内容のご確認」で、ご契約の特に重要な事項につ いて、お客様の希望に沿った内容であることをご 確認させて頂いています。

#### ●ご契約時にご注意いただきたいこと

ご契約にあたっては、普通保険約款・特別約款とその特約の内容について十分ご確認をしてください。

お申し込み内容が事実と異なる場合には、保険 金をお支払いできないことがあります。

#### ●保険料の払込み

保険料(分割払いのときは初回保険料)は、ご契約と同時にお支払いいただく必要があります。 保険のお申し込みをいただいても、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、当社は 保険金をお支払いできません。また、保険料を分割してお支払いいただく契約においても、2回目 以降の保険料のお支払いが定められた期日までに ない場合は、保険金をお支払いできませんのでご 注意ください。

保険料のお支払いは、「クレジットカードによるお支払い」、「携帯電話の通信料金に合算してのお支払い」と携帯電話での保険のご契約に便利な方法をご用意しています。

なお、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を約款の規定に従ってお返しいたします。

ただし、お返しできない場合もありますので、 約款等をご確認ください。

#### 事故のご連絡から保険金のお支払いまで

お客様にご満足いただける損害サービスの提供は、保険会社にとって最も重要な責務です。当社では、不幸にも事故にあわれたお客様へ、解決に向けての適切なアドバイスを行い、丁寧でスピーディーな事故解決に努めています。

1

#### 事故のご連絡

「事故受付デスク」へのお電話またはEメールで、事故のご連絡を受け付けております。 事故発生状況、損害(発生)状況などをご連絡ください。



2

#### 保険金ご請求からお受け取りまでのご説明と保険金請求のご案内

お客様から事故のご連絡をいただくと、契約内容確認の後、事故状況の詳細等を確認します。その上で、少しでも早くご安心いただけるように、解決までの流れをご説明いたします。



3

#### 保険金のご請求に必要な書類のご提出

保険金請求書等、当社よりご案内する必要書類をご提出いただきます。 迅速なお支払いのために、軽微な事故の場合などには、保険金のお支払い手続きに 必要な書類を一部省略しております。



4

#### 損害等の確認

お客様・相手方・修理先・病院などへ損害内容や被害状況の確認を行います。対応の経過は、随時電話やメールにて、もれなくご報告いたします。



5

#### お支払いする保険金のご説明と保険金のお支払い

お客様・相手方・修理先・病院などの関係者への確認や関係書類をもとに、お支払いする保険金を算出します。

お客様へお支払いする保険金をご説明させていただき、保険金をお支払い致します。

#### ●事故のご連絡

事故が発生した際は、まず被害の拡大防止、 負傷者の救護等を行うとともに、消防署・警察 などに連絡してください。また相手方の住所・ 氏名・勤務先・保険会社などもできるだけその 場で確認してください。

以上、緊急の措置を行った後、すみやかに当社フリーコールまたはEメールにて、事故の内容をご連絡ください。24時間・年中無休で、事故のご連絡をお受けしております。

#### ●損害等の確認

適切な保険金のお支払いのために、弊社が事故の状況や損害の状況、治療の経過、保険金のお支払い対象になる事故かどうかの確認等、各種の損害確認を行いますので、ご協力をお願いいたします。

例)おケガの場合:その程度や治療内容確認の ための診断書等のお手配

携行品等に損害が発生した場合:損害状況 確認のための修理見積書・写真等のお手配

# 保険の仕組み

お支払いする保険金のご説明と保険金のお支払い

事故の内容によっては保険金が支払われない場合がございますので、その場合には、お支払いできない理由を保険約款や損害確認の結果などに基づきご説明します。

●保険金お支払いに関する不服審査お申し出制度 保険金をお支払いできない旨を通知したご契 約について、当社の説明ではご納得いただけな いお客さまからのお申し出を受け付け、損害サ ービス部門とは独立した部署がお支払いに関す る決定内容を確認する「保険金のお支払いに関 する不服審査お申し出制度」を開設しておりま す。審査のお申し出は、「保険金審査室」 (フリーコール0077-78-1133)で受け付けており ます。

#### 中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

#### ●そんぽADRセンター

社団法人日本損害保険協会は、保険業法に基づく指定紛争解決機関として国の指定を受け、そんぽADRセンター(損害保険紛争解決サポートセンター)において、お客様から損害保険全般に関する苦情や紛争解決の申立てをお受けし、中立・公正な立場から問題解決のお手伝いをしています。なお、同センターが受け付けることのできる苦情や紛争解決の申立ては、同協会との間で手続実施基本契約を締結した保険会社に関連するものに限られます。当社は同協会との間で手続実施基本契約を締結しております。

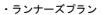
詳しくは、同協会のホームページ(http://www.sonpo.or.jp/useful/soudan/adr/)をご参照ください。

# 商品のご紹介

# ●Myスマート保険 (スタンダード傷害保険)

24時間365日国内でも海外でもケガの補償をします。 シチュエーションに合わせてお選びください。

・レジャープラン







・スポーツプラン

・ゴルフプラン





- ・開業記念 自転車プラン (販売期間限定商品)
- ・自転車ワイドプラン





# ●Myスマート保険once (国内旅行傷害保険)

## 旅行中の安心が欲しいあなたに。

・おでかけプラン





# お客様サポート体制

# お客様サポートデスク

お客様からのお問合せは以下の窓口で受付けております。

# お電話でのお問い合せ

### QU損保お客さまサポートデスク

**QU**損保受付時間:9:00~21:00 (年末年始を除く)

**4**0800-700-0600

au損保お客様サポートデスクの運営は、au損害保険(株)の代理店であるCSデスク(株)が行っております。

#### メールでのお問い合せ

### 24時間365日受付

下記のEメールアドレスへご連絡ください。 尚、お電話による回答でもお差支えない場合は、 日中のご連絡先もご記入ください。

support-1p@info.au-sonpo.co.jp

ケータイからは、右のQRコードをご利用いただくと、メールを 作成いただけます。 作成いただけます。



# 損害サービスネットワーク

### ●損害サービスネットワーク

当社の損害サービスセンターの所在地は東京です。このほか札幌、盛岡、仙台、静岡、名古屋、京都、大阪、神戸、金沢、岡山、広島、高松、福岡、熊本の全国14ヵ所に駐在する駐在員(当社社員)と連携して万全の事故対応にあたらせていただきます。

### お電話での事故連絡

**40077-78-0365** 

/:雷託約(無約)

### ●24時間・365日事故受付サービス

突然やってくる事故からお客さまをしっかりとサポートし、安心していただけるよう、万全の体制で、24時間365日事故のご連絡をお受けします。お電話だけでなくEメールでも事故のご連絡をお受けします。

### Eメールでの事故連絡

下記のEメールアドレスへお名前と 携帯の電話番号をご連絡ください

support-2p@info.au-sonpo.co.jp

### ●安心の事故対応サービス

事故の受付から保険金お支払い手続きまで、お客さまからのお問い合わせやご相談の全てを専任担当者が親切・丁寧にお応えします。また、全国の損害調査ネットワークと弁護士・医師ネットワークでお客さまをサポートします。

## ●インターネットサービス

担当者へのお問い合わせへの回答メールや保険 金お支払い情報のメールなど、お客さまにとって 必要な情報を適切なタイミングでお届けします。

### ●保険金請求書類省略サービス

軽微な事故の場合には、保険金のお支払手続に 必要な書類を一部省略します。お客さまの書類を ご用意いただく手間を省き、わかりやすく簡単な 手続きで保険金をお支払いします。

# 業績データ

事業の状況	40
経理の状況	47

### 平成22年度における事業の概況(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

#### ●事業の経過および成果等

平成22年度のわが国経済は、上半期においては 自立的な回復を示しつつありましたが、下半期に は、急速な円高進行や欧州における財政危機問題 による信用不安の影響の中、デフレ進行懸念、海 外市場の減速感が現れ始める等、景気見通しは不 透明感を増してまいりました。加えて3月11日に 発生しました「東日本大震災」は、まさに「国 難」というべき大災害となり、経済への影響も未 曾有の規模となっております。

損害保険業界につきましては、少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化におけるお客様ニーズの多様化等の構造的な変化に加え、自動車販売の低迷や自動車保険損害率の高止まり等により厳しい事業環境が続いておりますが、今般の地震災害に対しては業界の総力を挙げて取り組んでいる状況にあります。

このような中、携帯インターネット利用の普及とスマートフォンによる加速、モバイルコマース市場の成長性、携帯による保険市場の進展など事業環境が整ったとの認識の下、損害保険事業における永年の実績と信頼のある「あいおいニッセイ同和損害保険㈱」と総合通信事業者として時代の変革をリードする「KDDI㈱」の共同出資による当社は、2011年2月25日に損害保険業免許を取得し、同年3月1日に商号を「au損害保険株式会社」といたしました。

当期は、翌期に予定しております営業開始に向けての準備期間のため、収益の計上はありませんが、一方、保険事業が有する高い社会性・公益性を認識し、万全な事業インフラの整備、コーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底等の態勢構築のために、厳格なコスト管理の下、費用を計上しております。

このような中、当期の業績は以下のとおりとなりました。

経常収益は、その他経常収益の5百万円で、経常費用は、営業費及び一般管理費が3億1千9百万円、その他経常費用が9百万円、保険業法第113条繰延額が9千2百万円で、合計2億3千5百万円となりました。この結果、経常損失は2億3千万円となり、これに法人税及び住民税、法人税等調整額を加減した当期純損失は2億6千3百万円となりました。

保険引受及び資産運用の概況は次のとおりであります。

### 【保険引受の概況】

当期は保険営業開始前であるため、保険引受 損益は発生しておりません。

#### 【資産運用の概況】

当期末の総資産は、平成22年9月30日の増資 (払込金42億円)により、前期末に比べ40億3 千万円増加して43億2千7百万円、運用資産は前 期末に比べ、38億6千1百万円増加して41億円と なりました。

運用資産は、その全額が預貯金(決済性普通 預金)および建物(建物付属設備)であるため、 利息及び配当金収入などの資産運用収益、並び に資産運用費用は発生しておりません。

#### ●対処すべき課題

人口減少と高齢化の同時進行、お客様のライフスタイルの変化やニーズの多様化などに加えて、新車販売や住宅着工件数の低迷、自動車保険損害率の高騰、更に大震災による影響もあり、国内の損害保険市場は引き続き厳しい環境が予想されます。

このような中、当社は損害保険事業に新規参入する会社として、モバイル・インターネット市場における環境変化を的確に捉えて、新しい保険商品・保険サービスの開発に積極的にチャレンジし、損害保険分野に変革と新たな価値を創造していくことで、国民に安心と安全を提供し、社会の安定と経済の発展に貢献するという損害保険会社の使命を全うしていく所存です。

# 事業の状況

# 1. 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

								(単位:日万円)
						年 度	平成21年度	平成22年度
_	_						(平成22年2月23日から	(平成22年4月 1日から
項	目						平成22年3月31日まで)	平成23年3月31日まで)
正	味	収	入	保	険	料		-
経		常		収		益	ı	5
経		常		損		失	9	230
保	険	引	ě	受	利	益	1	-
当	期		純		損	失	9	263
正	味		損		害	率	-	_
正	味	事		業	費	率		_
利	息及	び	配	当	金山	又入	1	-
運	用資産利	回り	(1:	ンカ.	ム利回	]り)	_	_
資	産運用:	利回「	IJ (	実 現	利回	り)	_	_
資			本			金	300	2, 400
(	発 行	済	株	式	総数	女 )	(6,000株)	(90, 000株)
純		資		産		額	290	4, 227
総 (:	積立勘定	資 として	経理	産 !され	た資産	額	297 (—)	4, 327 (-)
責	任	準	備	金	残	高	_	_
貸	付		金		残	高	_	_
有	価	証	÷	<del></del> 券	残	高	_	_
У	ルベン	シー		7 —	ジン	比率	_	_
配		当		性		向	_	_
従		業		員		数	13	36

- (注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
  - 2. 正味事業費率= (諸手数料及び集金費+保険引受にかかる営業費及び一般管理費) ÷正味収入保険料
  - 3. 運用資産利回り(インカム利回り)=利息及び配当金収入÷平均運用額
  - 4. 資産運用利回り(実現利回り)=資産運用損益÷平均運用額
  - 5. 当社は、平成22年2月に設立のため、平成21年度より記載しております。
  - 6. 平成21年度はモバイル損保設立準備会社の数値であり、以下の諸表においても同様です。

# 事業の状況

## 2. 保険契約等に関する指標

該当事項はありません。

# 3. 経理に関する指標等

(1)保険契約準備金 該当事項はありません。

(2) 引当金明細表 該当事項はありません。

(3) 貸付金償却の額 該当事項はありません。

### (4) 事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

		(十世:日2717)
年 度	平成21年度	平成22年度
区分	(平成22年2月23日から平成22年3月31日まで)	(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)
人件費	6	155
物件費	0	139
税金	0	24
拠出金	_	_
負担金	_	_
諸手数料及び集金費	_	_
合計	6	319

- (注) 金額は、損益計算書における「営業費及び一般管理費」の金額であります。
- (5) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動 該当事項はありません。
- (6) **売買目的有価証券運用益および運用損** 該当事項はありません。
- (7) 有価証券売却損、売却損および評価損 該当事項はありません。
- (8) **固定資産処分益および処分損** 該当事項はありません。

業績データ

# 事業の状況

# (9)減価償却費明細表

平成21年度 (単位:百万円)

資産の種類	取得原価	平成21年度償却額	償却累計額	平成21年度末残高	償却累計率(%)
建物	_	_	_	_	_
営業用		_		_	
賃貸用		_		_	
動産	ı	_	1	_	_
その他		_	1	_	_
合計	_	_	-	_	_

平成22年度 (単位:百万円)

資産の種類	取得原価	平成22年度償却額	償却累計額	平成22年度末残高	償却累計率(%)
建物	12	1	1	11	11. 05
営業用		1		1	
賃貸用		_		_	
動産	I	-	I	_	-
その他	38	7	7	30	19. 01
合計	50	8	8	42	16. 99

# (10) リース取引

# 4. 資産運用に関する指標等

### (1) 資産運用の概況

(単位:百万円)

年 度	<b>平成2</b> (平成22年3)	<b>1年度</b> 月31日現在)	<b>平成22年度</b> (平成23年3月31日現在)		
区分	金額	構成比	金額	構成比	
預貯金	239	100. 00%	4, 089	99. 72%	
コールローン	_	_	_	_	
買現先勘定	_	_	_	_	
買入金銭債権	_	_	_	_	
金銭の信託	_	_	_	-	
有価証券	_	_	_	_	
貸付金	_	_	_	_	
土地・建物	_	1	11	0. 28	
運用資産計	239	100.00	4, 100	100.00	
合計	239	100.00	4, 100	100.00	

# (2) 運用資産利回り(インカム利回り)

該当事項はありません。

## (3) 資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

						(TE: 1731 37
年 度		平成21年度			平成22年度	
	(平成22年2月2	(平成22年2月23日から平成22年3月31日まで)			1日から平成23年	3月31日まで)
区分	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベー ス)	年利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り
預貯金	_	239	-%	-	2, 531	-%
コールローン	_	_	_	_	_	_
買現先勘定	_	_	_	_	_	_
買入金銭債権	_	_	_	_	_	_
金銭の信託	_	_	_	_	_	_
有価証券	_	_	_	_	_	_
貸付金	_	_	_	_	_	_
土地・建物	_	_	_	_	6	_
金融派生商品	_	_	_	_	_	_
その他	1	_	1	1	1	_
合計	-	239	_	1	2, 538	_

### (参考) 時価総合利回り

(単位:百万円)

						(平位:日7711)
年 度		平成21年度			平成22年度	
	(平成22年2月23日から平成22年3月31日まで)			(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで		
区分	資産運用損益 (実現ペース)	平均運用額 (取得原価ベー マ)	年利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り
預貯金	_	239	-%	_	2, 531	<b>-%</b>
コールローン	_	_	_	_	_	_
買現先勘定	_	_	_	_	_	_
買入金銭債権	_	_	_	_	_	_
金銭の信託	_	_	_	_	_	_
有価証券	_	_	_	_	_	_
貸付金	_	_	_	_	_	_
土地・建物	_	_	_	_	6	_
金融派生商品	_	_	_	_	_	_
その他	_	_	_	_	_	-
合計	_	239	_	_	2, 538	

## (4)海外投融資

## 5. 資産・負債の明細

**(1)預貯金** (単位:百万円)

年 度	平成21年度	平成22年度
区分	(平成22年3月31日現在)	(平成23年3月31日現在)
郵便振替・郵便貯金	-	_
当座預金	_	_
普通預金	239	4, 089
通知預金	_	_
定期預金	_	_
別段預金	_	_
슴計	239	4, 089

(2) 商品有価証券

該当事項はありません。

(3) 保有有価証券

該当事項はありません。

(4)保有有価証券利回り

該当事項はありません。

(5) **有価証券の種類別の残存期間別残高** 該当事項はありません。

(6)業種別保有株式の額

該当事項はありません。

(7)業種別貸付金残高

該当事項はありません。

(8)担保別貸付金残高

該当事項はありません。

(9)企業規模別貸付金残高

該当事項はありません。

(10) 使途別貸付金残高

該当事項はありません。

(11) 貸付金地域別内訳(企業向け融資)

該当事項はありません。

(12) 貸付金残存期間別残高

該当事項はありません。

(13) 国内企業向け貸付金残存期間別残高

該当事項はありません。

(14) 劣後特約付貸付金残高

該当事項はありません。

(15) 住宅関連融資

該当事項はありません。

(16) 公共関係投融資 (新規引受ベース)

該当事項はありません。

(17) 各種ローン金利

# 事業の状況

## (18) 有形固定資産明細表

(単位:百万円)

年 度	平成21年度	平成22年度
区分	(平成22年3月31日現在)	(平成23年3月31日現在)
土地	_	_
営業用	_	_
賃貸用	_	_
建物	_	11
営業用	_	11
賃貸用	1	1
建設仮勘定	_	_
営業用	_	-
賃貸用	1	1
合計	_	_
営業用	_	_
賃貸用	1	-
リース資産	_	_
その他の有形固定資産	1	30
有形固定資産合計	-	42

## (19) 支払承諾の残高内訳

該当事項はありません。

## (20) 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項はありません。

## (21) 長期性資産

該当事項はありません。

# 6. 特別勘定に関する指標等

# 経理の状況

# 1. 財務諸表

# (1)貸借対照表(資産の部)

(単位:百万円)

					(平位:日2711/
年 度	平成21年度		平成22年		
	(平成22年3月3	1日現在)	(平成23年3月3	(平成23年3月31日現在)	
科目	金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)		%		%	
現金及び預貯金	239	80. 72	4, 089	94. 50	3, 849
預貯金	239		4, 089		3, 849
有形固定資産	_	_	42	0. 98	42
建物	_		11		11
その他有形固定資産	_		30		30
無形固定資産	_	_	42	0. 97	42
その他無形固定資産	_		42		42
その他資産	57	19. 28	153	3. 55	96
未収金	0		7		7
預託金	56		57		0
仮払金	0		4		4
保険業法第113条繰延資産	_		83		83
資産の部合計	297	100.00	4, 327	100.00	4, 030

# 貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

食品が深久(食食及び作品をひ印)						
年 度	平成21年	度	平成22年	平成22年度		
	(平成22年3月3	(平成22年3月31日現在)		(平成23年3月31日現在)		
科目	金額	構成比	金額	構成比		
(負債の部)		%		%		
その他負債	6	2. 16	68	1. 58	61	
未払法人税等	0		10		10	
預り金	0		0		0	
未払金	6		51		45	
資産除去債務	_		5		5	
繰延税金負債	_	_	32	0. 74	32	
負債の部合計	6	2. 16	100	2. 32	94	
(純資産の部)						
資本金	300	100. 99	2, 400	55. 46	2, 100	
資本剰余金	_	_	2, 100	48. 53	2, 100	
資本準備金	_		2, 100		2, 100	
利益剰余金	△ 9	△ 3.15	△ 272	△ 6.31	△ 263	
その他利益剰余金	△ 9		△ 272		△ 263	
繰越利益剰余金	△ 9		△ 272		△ 263	
株主資本合計	290	97. 84	4, 227	97. 68	3, 936	
純資産の部合計	290	97. 84	4, 227	97. 68	3, 936	
負債及び純資産の部合計	297	100.00	4, 327	100.00	4, 030	

(平成22年度 貸借対照表関係注記事項)

- 1. 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。
- 2. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
- 3. 当期から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は5百万円であります。
- 4. 有形固定資産の減価償却累計額は8百万円であります。
- 5. 関係会社に対する金銭債務総額は34百万円であります。
- 6. 繰延税金資産の総額は 11 百万円であり、その主な原因別の内訳は、税法上の繰延資産償却限度超過額5百万円、未払事業税3百万円、少額資産減価償却超過額2百万円であります。なお、回収可能額に鑑み、繰延税金資産の総額 11 百万円から評価性引当額として全額を控除しており、繰延税金資産については貸借対照表に計上しておりません。

繰延税金負債の総額は32百万円であり、その主な原因別の内訳は、保険業法第113条繰延資産30百万円、資産除去債務1百万円であります。

- 保険業法第113条繰延資産の償却方法は、法令及び定款の規定によっております。
- 8. 1株当たり純資産額は 46,967 円 67 銭であります。 算定上の基礎である普通株式に係る当期末の純資産額は 4,227 百万円、当期末の普通株式の数は 90,000 株であります。
- 9. 上記における関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいております。
- 10. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

業績データ

# 経理の状況

**(2) 損益計算書** (単位:百万円)

			(単位:日刀口)
年 度	平成21年度	平成22年度	
	(平成22年2月23日から	(平成22年4月 1日から	比較増減
科目	平成22年3月31日まで)	平成23年3月31日まで)	
経常収益	-	5	5
その他経常収益	-	5	5
経常費用	9	235	226
営業費及び一般管理費	6	319	312
その他経常費用	2	9	6
保険業法第113条繰延資産償却費	_	9	9
その他の経常費用	2	_	Δ 2
保険業法第113条繰延額	-	<b>△ 92</b>	△ 92
経常損失	9	230	221
特別利益	_	_	_
特別損失	_	_	_
税引前当期純損失	9	230	221
法人税及び住民税	0	0	0
法人税等調整額	-	32	32
法人税等合計	0	33	33
当期純損失	9	263	254

# 経理の状況

## (平成 22 年度 損益計算書関係注記)

- 1. 関係会社との取引による費用総額は 155 百万円であります。なお、収益額はありません。
- 2. 1株当たり当期純損失は 5,477 円 48 銭であります。 算定上の基礎である普通株式に係る当期純損失は 263 百万円、普通株式の期中平均株式数は 48,115 株であります。
- 3. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

### (1)親会社

種	会社名	資本金		議決権等の	関連当事	者との関係
類	(住所)	(百万円)	事業の内容	被所有割合 (%)	役員の兼任 等	事業上の関係
親	あいおいニッセイ	100,000	損害保険業	66.6	転籍 1 人 兼任 1 人	当社への出資
会社	同和損害保険株 式会社	取弓	内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
-	(東京都渋谷区)	株主割当増	資の受入	2,797	_	_

### (2)その他の関係会社

種	会社名	資本金		議決権等の	関	連当事	者との関係
類	(住所)	(百万円)	事業の内容	被所有割合 (%)	役員 <i>σ</i> 等		事業上の関係
その他の	KDDI株式会社	141,851	電気通信事 業	33.4	転籍 兼任	0 人 2 人	当 社 へ の 出 資、通信事務 機器等の購入 先
関係の	(東京都千代田区)	取	引内容	取引金額 (百万円)	科	目	期末残高 (百万円)
会社		株主割当埠	資の受入	1,402	_	_	_

4. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 貸借対照表の推移(資産の部)

前記(1)貸借対照表(資産の部)に記載しております。

## 貸借対照表の推移(負債及び純資産の部)

前記貸借対照表(負債及び資産の部)に記載しております。

### (4) 損益計算書の推移

前記(2)損益計算書に記載しております。

#### (5) 1株当たり配当等

(単位:百万円)

年 度科 目	<b>平成21年度</b> (平成22年2月23日から 平成22年3月31日まで)	<b>平成22年度</b> (平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで)
利益に 1株当たり配当額	—	—
関する 1株当たり当期純損失	1, 560. 05円	5, 477. 48円
諸指標 配当性向	—%	—%
1株当たり純資産額	48, 439. 94円	46, 967. 67円
従業員一人当たり総資産	22	120

<sup>(</sup>注) 1. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

<sup>2.</sup> 平成21年度及び平成22年度の配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

# 経理の状況

# (6) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	77 ct 01 /c ct	平世00左车	
年 度	平成21年度	平成22年度	
	(平成22年2月23日から	(平成22年4月 1日から	比較増減
科目	平成22年3月31日まで)	平成23年3月31日まで)	
株主資本			
資本金			
前期末残高	_	300	300
当期変動額			
新株の発行	300	2, 100	1, 800
当期変動額合計	300	2, 100	1, 800
当期末残高	300	2, 400	2, 100
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	_	_	_
当期変動額			
新株の発行	_	2, 100	2, 100
当期変動額合計	_	2, 100	2, 100
当期末残高	_	2, 100	2, 100
資本剰余金合計			
前期末残高	_	_	_
当期変動額			
新株の発行	_	2, 100	2, 100
当期変動額合計	_	2, 100	2, 100
当期末残高	_	2, 100	2, 100
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	_	△ 9	△ 9
当期変動額			
当期純利益	△ 9	△ 263	△ 254
当期変動額合計	△ 9	△ 263	△ 254
当期末残高	△ 9	△ 272	△ 263
利益剰余金合計			
前期末残高	_	△ 9	△ 9
当期変動額			
当期純利益	△ 9	△ 263	△ 254
当期変動額合計	△ 9	△ 263	△ 254
当期末残高	△ 9	△ 272	△ 263
株主資本合計			
前期末残高	_	290	290
当期変動額			
新株の発行	300	4, 200	3, 900
当期純利益	△ 9	△ 263	△ 254
当期変動額合計	290	3, 936	3, 645
当期末残高	290	4, 227	3, 936
純資産合計			
前期末残高	_	290	290
当期変動額			
新株の発行	300	4, 200	3, 900
当期純利益	△ 9	△ 263	△ 254
当期変動額合計	290	3, 936	3, 645
当期末残高	290	4, 227	3, 936

# (平成 22 年度 株主資本等変動計算書関係注記事項)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	6,000	84,000		90,000

- (注) 当期増加 84,000 株は、新株の発行によるものであります。
- 2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# (7) キャッシュフロー計算書

(単位:百万円)

年 度	平成22年度
71. 5	(平成22年4月 1日から
科 目	平成23年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失	230
減価償却費	8
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 12
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	29
その他(保険業法第113条繰延資産(△は増加))	△ 83
/J\ <u> </u>	△ 289
法人税等の支払額	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 289
投資活動によるキャッシュ・フロー	
(営業活動及び資産運用活動計)	( Δ 289 )
有形固定資産の取得による支出	18
無形固定資産の取得による支出	42
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 60
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	4, 200
財務活動によるキャッシュ・フロー	4, 200
現金および現金同等物にかかる換算差額	<del>-</del>
現金および現金同等物の増減額(Δは減少)	3, 849
現金および現金同等物期首残高	239
現金および現金同等物期末残高	4, 089

(平成22年度キャッシュ・フロー計算書関係注記)

- 1. 現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の預貯金の金額であります。
- 2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# 2. リスク管理債権

該当事項はありません。

# 3. 債務者区分に基づいて区分された債権

# 4. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

		(単位:日万円)
区 分	<b>平成21年度</b> (平成22年3月31日現在)	<b>平成22年度</b> (平成23年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	_	4, 143
資本金又は基金等	_	4, 143
価格変動準備金	_	_
危険準備金	_	_
異常危険準備金	_	_
一般貸倒引当金	_	_
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	_	_
土地の含み損益	_	_
払戻積立金超過額	_	_
負債性資本調達手段等	_	_
控除項目	_	_
その他	ı	_
(B) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$		42
一般保険リスク(R1)	_	_
第三分野保険の保険リスク (R2)	_	_
予定利率リスク (R3)	_	_
資産運用リスク(R4)	_	40
経営管理リスク (R5)	_	1
巨大災害リスク(R6)	_	_
ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	-%	19, 674. 3%

(注)上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に 基づいて算出しております。

#### <ソルベンシー・マージン比率について>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、 十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- •「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① 保険引受上の危険 :保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険

(一般保険リスク)、(第三 (巨大災害に係る危険を除く。)

分野保険の保険リスク)

- ② 予定利率上の危険 :実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険 (予定利率リスク)
- ③ 資産運用上の危険 :保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る (資産運用リスク) 危険等
- ④ 経営管理上の危険 :業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①~③及び⑤以外のもの (経営管理リスク)
- ⑤ 巨大災害に係る危険 :通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険 (巨大災害リスク)
- ・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつでありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

## 【参考】平成23年度末(平成24年3月31日)から適用される新基準による数値

(単位:百万円)

区 分	<b>平成21年度</b> (平成22年3月31日現在)	<b>平成22年度</b> (平成23年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	_	4, 143
資本金又は基金等	_	4, 143
価格変動準備金	_	_
危険準備金	_	_
異常危険準備金	_	_
一般貸倒引当金	_	_
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	_	_
土地の含み損益	_	_
払戻積立金超過額	_	_
負債性資本調達手段等	_	_
控除項目	_	_
その他	ı	_
(B) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	_	42
一般保険リスク(R1)	_	_
第三分野保険の保険リスク (R2)	_	_
予定利率リスク (R3)	_	_
資産運用リスク(R4)	_	40
経営管理リスク (R5)	_	1
巨大災害リスク (R6)	_	_
ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	-%	19, 674. 3%

# 5. 時価情報等

該当事項はありません。

# 6. 監査法人による監査の状況

当社は、会社法第436条第2項1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について、有限責任 あずさ監査法人の 監査を受けております。

# 会社概况

沿革	58
主要な業務、株式の状況	59
役員の状況	62
従業員の状況	63
設備の状況	64
会社の組織	65

# au損保の沿革

2010年2月	あいおい損害保険株式会社(現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)とKDDI株式会社の 共同出資によりモバイル損保設立準備株式会社として設立。資本金3億円
2010年9月	增資(資本金24億円、資本準備金21億円)
2011年2月	損害保険業の免許を取得
2011年3月	社名を「au損害保険株式会社」に変更
2011年5月	営業開始(「開業記念 自転車プラン」、「Myスマート保険(スタンダード傷害保険)」、「Myスマート保険once(国内旅行傷害保険)」発売)
2011年7月	「自転車ワイドプラン」発売

# 主要な業務、株式の状況

# 1. 主要な業務

## ●損害保険事業

・保険の引受 当社は傷害保険の引受けを行っています

# 2. 株式基本事項

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基 準 日	
期末配当金	3月31日
株主名簿管理人	なし
広告の方法	電子広告により行います。ただし、電子広告によることができない事故その他 やむを得ない事由が生じた場合は、東京都において発行する日本経済新聞に 掲載して行います。
上場証券取引所	なし

# 主要な業務、株式の状況

### 3. 株主総会議案

(1) 平成22年6月28日開催第1回定時株主総会の報告事項及び決議事項は次のとおりです。

<報告事項> 第1期(自平成22年2月23日至平成22年3月31日)

事業報告および附属明細書の報告の件

く決議事項>

第1号議案 第1期(自平成22年2月23日至平成22年3月31日)

計算書類および附属明細書の承認の件

第2号議案 取締役3名選任の件

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

(2) 平成22年9月24日開催臨時株主総会の決議事項は次のとおりです。

<決議事項>

第1号議案 定款一部変更の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

(3) 平成22年12月20日開催臨時株主総会の決議事項は次のとおりです。

く決議事項>

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 会計監査人選任の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

(4) 平成23年3月31日開催臨時株主総会の決議事項は次のとおりです。

く決議事項>

第1号議案 取締役1名選任の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

(5) 平成23年6月30日開催第2回定時株主総会の報告事項及び決議事項は次のとおりです。

<報告事項> 平成22年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

事業報告及び計算書類報告の件

<決議事項>

第1号議案 取締役6名選任の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

## 4. 大株主の状況

(平成22年3月31日現在)

氏名または名称	住 所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	59, 940	66. 6
KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	30, 060	33. 4
計	計 —		100. 0

# 主要な業務、株式の状況

# 5. 発行済株式総数、資本金等の推移

左 日 口	発行済材	<b>発行済株式総数</b> 資本金		資本準備金		<b>冷</b> 田	
平月口	年月日 増減数 増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	適用
平成21年2月23日	6千株	6千株	3億円	3億円	_	_	ŧバイル損保設立準備株式会社設立
平成21年9月30日	84千株	90千株	21億円	24億円	21億円	21億円	

# 役員の状況

# 1. 取締役

(平成23年7月1日現在)

役職名	氏名	担当業務および兼務の状況
代表取締役社長	tan	内部監査部
代表取締役副社長マーケティング・本部長	たなか ひでお 田中 <b>秀夫</b>	営業企画部
取締役 企画本部長	はなおか としのり 花岡 俊則	商品開発部、損害サービス部、事務システム部
取締役 管理本部長 兼経営企画部長	えんどう としあき <b>遠藤 敏彰</b>	経営企画部、コンプライアンス部、人事総務部
取締役	におり しんご 新居 眞吾	(KDDI株式会社 新規ピジネス推進本部 事業開発部長)
取締役(社外)	かげやま あきら 景山 晃	(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 事業企画部長)

# 2. 監査役

(平成23年7月1日現在)

		(1,020年7月1日31日)
役職名	氏名	担当業務および兼務の状況
常勤監査役	まいき たつお 斎木 達夫	
監査役(社外)	<sup>うえむら</sup> こうせい 上村 公成	(あいおいニッセイ同和損保あんしん24株式会社他 監査役)
監査役(社外)	いしもと けいじ 石本 圭司	(KDDI株式会社 コーポレート統括本部 経営管理本部 グループ事業管理部担当部長)

### 1. 従業員の状況・平均給与

(平成23年3月31日現在)

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
36	47. 5	0.8	5, 021

注1. 従業員は就業人員です。

注2. 平均年間給与は、賞与および時間外手当を含んでいます。

### 2. 採用方針

当社はベンチャー企業であり、かつモバイル企業として中途採用や新卒採用を積極的に行います。 企業・組織の拡大と共に、担当する業務内容や範囲も変化するため、「どんな業務でも積極的に携 わりたい」という人材を特に求めています。

### 3. 研修体制

当社では、将来を担う人材育成のため、研修とOJTにより、早期に損害保険会社・モバイル企業の社員に相応しい業務力・対応力の習得を図ります。

〔保険募集人資格取得、保険・通信業界研修、コンプライアンス研修等〕

#### 4. 福利厚生制度

社会保険等の福利厚生制度の他、社員慶弔見舞金、災害補償制度、育児、介護休暇制度等を整備しています。

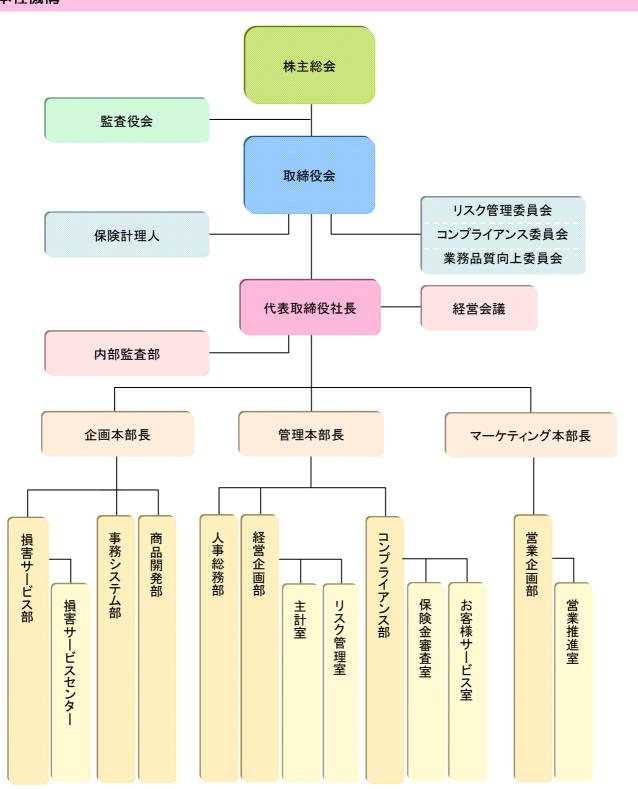
設備の状況

# 主要な設備の状況

(平成23年3月31日現在)

店名(所在地)	事業の種類別	従業員数 (人)	貸借料 (百万円)
本店(東京都港区)	損害保険事業	36	40

# 本社機構



# 会社の組織

# 店舗一覧

該当事項はありません。

# 損害サービス拠点一覧

au損保		所 在 地	電話番号
サービスセンター	〒105-6026	東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー26F	03-6365-8855
札幌駐在	〒060−8553	北海道札幌市北区北7条西5-5-3	011-728-1642
盛岡駐在	〒020-0026	岩手県盛岡市開運橋通3-47	019-652-2573
仙台駐在	〒980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-10	022-211-4075
静岡駐在	〒420−0034	静岡県静岡市葵区常磐町1-7-5	054-254-8216
名古屋駐在	〒460−8672	愛知県名古屋市中区千代田5-7-5	052-252-2579
京都駐在	〒604-8162	京都府京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町643	075-221-7170
大阪駐在	〒530−8555	大阪府大阪市北区西天満4-15-10	06-6363-3309
神戸駐在	〒650-0037	兵庫県神戸市中央区明石町19	078-391-7118
金沢駐在	〒920-0906	石川県金沢市十間町5番地	076-264-7814
岡山駐在	〒700−8571	岡山県岡山市北区中央町3-19	086-226-5938
広島駐在	〒730−0042	広島県広島市中区国泰寺町1-8-13	082-243-7792
高松駐在	〒760−0008	香川県高松市中野町29-5	087-835-5524
福岡駐在	〒810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	092-771-1323
熊本駐在	〒860-0017	熊本県熊本市練兵町56−1	096-353-7151

<sup>※</sup>駐在先はあいおいニッセイ同和損保の各地のサービスセンター内です

# 損害保険用語の解説(五十音順)

#### 価格変動準備金

保険業法において規定された準備金であり、保 険会社が「所有する株式・債券等の価格変動によ る損失」に備えるため、あらかじめ積み立てる積 立金のことです。

#### 契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申込み をする人を言います。保険契約が成立すれば、保 険料の支払い義務を負います。

#### 告知義務

保険を契約する際に、危険に関する重要な事項 として、保険会社が告知を求めたものについて事 実を正確にお申し出いただく義務のことです。

#### 再保険

保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁する事です。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くために同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化が十分に行われなければならないためです。

#### 再保険料・受再保険料

保険会社が、締結する再保険契約に基づき、他の保険会社に支払う保険料のことを再保険料と言います。逆に、他の保険会社から受け取る保険料のことを受再保険料と言います。

#### 支払備金

決算日までに発生した保険事故の保険金のうち、 未払いのものについて、保険金支払いに充てるために積み立てる準備金のことを言います。

#### 正味収入保険料

元受保険料および受再保険料収入から再保険料・返れい金を控除し、さらに、積立保険(貯蓄型保険)に係る積立保険料を控除したものを言います。

#### 事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では 「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手 数料及び集金費」を総称して言います。

#### 責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会 社が積み立てる準備金を言います。これには、決 算期後に残された保険期間に備えて積み立てる 「普通責任準備金」と異常災害損失に備えて積み 立てる「異常危険準備金」のほか、積立保険(貯 蓄型保険)においては、満期返れい金、契約者配 当金としてお返しすべき、保険料中の払い戻し部 分、およびその運用益を積み立てる「払戻積立 金」「契約者配当準備金」があります。

#### (損害) てん補

保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことを言います。

#### 損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算定団体であり、平成14年7月に、損害保険料率算定会(昭和23年設立)と自動車保険料率算定会(昭和39年設立)が、統合し設立されました。火災保険、傷害保険、自動車保険等の参考純率、自動車損害賠償責任保険および地震保険の基準料率の算出を主要な業務としています。

#### 損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合です。 保険会社の経営分析や、保険料率の算出に用いられています。通常は、実際に支払った保険金に損害調査費を加えたものを、実際に領収した保険料で除した割合をさします。

#### 大数の法則

サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればその事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則と言います。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

# 損害保険用語の解説(五十音順)

#### 通知義務

ご契約後や保険期間の中途に、ご契約の条件を変更しなければならないような事実が保険の対象などに生じるとき、ご契約者が保険会社に連絡しなければならない義務のことです。

#### 被保険者

保険の補償を受ける人、または補償の対象となる人のことです。ご契約者と同一人のこともあり、 別人のこともあります。

#### 保険期間

保険のご契約期間、すなわち保険契約において 保険会社が責任を負う期間です。この期間内に保 険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を 支払います。ただし、通常は保険期間中であって も保険料が支払われていないときには保険会社の 責任は開始しないと定められています。

#### 保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社 が支払う金銭のことです。

#### 保険金額

ご契約金額のことであり、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。 その金額は、ご契約者と保険会社との保険契約によって定めます。

#### 保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

#### 保険契約の解約・解除

ご契約者または保険会社の一方の意思表示によって、契約の効力をなくすことを言います。なお、多くの保険約款においては、解約・解除は契約の当初まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生ずるものとされています。

#### 保険契約の失効

一定の条件に該当することにより自動的に保険契約が効力を失い終了することを言います。具体的な例としては、保険契約を結んだ後、保険金のお支払対象とならない事由で保険の対象(たとえば火災保険における建物)の全部が滅失したときや保険期間中にご契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によって危険が著しく増加したときなどには、保険契約は効力を失います。

#### 保険始期日

保険期間の初日、すなわち保険契約の補償の開始日を言います。通常は保険始期日以降に発生した事故であっても保険料が支払われていないときには保険金は支払われませんので、注意が必要です。

#### 保険事故

保険契約において保険会社がその事実の発生を 条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実 を言います。

#### 保険引受利益

保険会社の固有業務である保険引受業務に係る 損益指標です。

#### 保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・除外する特別約款・特約とがあります。

#### 免責条項

保険金をお支払いできない場合について定めた 条項のことを言います。保険約款の条文に「保険 金をお支払いできない場合」や「補償しない損 害」などの見出しがつけられています。

#### 元受保険料

保険会社がご契約者から直接引き受けた保険契約を元受契約と言い、その契約によって領収する保険料のことを言います。

